

■ 第1回 検討小委員会（各種商品小売業）

日時：令和3年8月23日（月）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館  
4階共用会議室A

（事務局）

ただいまから新潟地方最低賃金審議会の第1回検討小委員会（各種商品小売業）を開会いたします。

委員長及び委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は、補佐の田中です。よろしくお願いいたします。

新潟地方最低賃金審議会検討小委員会（各種商品小売業）ですけれども、先ほどの第4回新潟地方最低賃金審議会において、各委員の皆様からご承認をいただき、会長から皆様を指名いただきました。委員名簿につきましては、お手元の資料No.1の検討小委員会委員名簿のとおりとなります。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、審議会令第5条第2項により本委員会は成立しております。

はじめに、熊谷労働基準部長よりごあいさつをさせていただきます。

（基準部長）

熊谷でございます。委員の皆様、大変お忙しい中、本審に引き続きということでございますけれども、第1回の小委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

7月27日開催の第2回新潟地方最低賃金審議会において、各種商品小売業に係る特定最低賃金の改正の必要性の有無について諮問させていただき、小委員会を設置しての調査審議をおこなっていただくことを決定したところでございます。

本日から始まります、小委員会におきましては、それぞれのお立場で特定最低賃金の改正の必要性についての真摯なご議論をいただきたいと思います。お忙しい中、また既存の特定最低賃金に関する専門部会と審議日程が輻輳する中で、ご審議をお願いすることになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、議題（1）になります。委員長及び委員長代理の選出については、先にご承認いただいております小委員会運営規程の第4条第2項に示すとおり、資料はNo.2になりますけれども、公益を代表する委員からの選任となっております。

(徳武委員)

今、事務局から委員長、委員長代理の選任ということでご説明がありました。公益の委員の方から選任するということですが、今回、公益の委員の先生がお二人ということですので、どちらかに委員長、どちらかに委員長代理ということでお願いすることになるかと思えますけれども、この小委員会が昨年を引き続き2回目ということになります。二岸委員におかれましては去年、委員長代理として、この小委員会の議事をおまとめいただいたということですので、本年度につきましては二岸委員から委員長をお務めいただいて、永井委員からは委員長代理として審議を進めていただくということが適当ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

(室 長)

徳武委員から委員長に二岸委員、委員長代理に永井委員を推薦するとのことでしたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしのご発言がありましたので、委員長は二岸委員、委員長代理に永井委員をお願いいたします。

以降の議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

(委員長)

ただいま委員長に選任されました二岸と申します。よろしく申し上げます。

議事に沿って進めさせていただきます。議題(2)今までの経過について事務局から説明をお願いします。

(室 長)

私から資料No.3について説明いたします。これは昨年の小委員会報告書になります。昨年に関しては都合6回の小委員会を重ねてまいりました。1枚目をめくっていただいて、その中で関係労働者、関係使用者ということで、口頭陳述に関しては■■■■さんと■■■■さんと、あとは■■■■さんということで、7名の意見書なり口頭陳述がありました。それらの審議を踏まえて、労働者側の意見、使用者側の意見を汲んで要旨をまとめたものが3枚目以降に書いてあります。

結論は最後の7ページになります。読み上げさせていただきます。貴会においては、令和2年7月28日、新労発基0728第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、新潟労働局長より諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号改正)の改正決定の必要性の有無について、次項に掲げる付帯決議をすることを条件として「改正決定することを必要と認める」と決定し、これを新潟労働局長に対して答申す

べきである。貴会においては、前項を答申する際に、次に掲げることを内容とする付帯決議を行い、その決議内容について、委員の共通理解を図るべきであるということが記載されています。その下に付帯決議ということで1番目には、新潟県の各種商品小売業最低賃金を改正決定することを必要と認める答申は、関係労使の委員で構成される新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催し、その関係労使のイニシアチブにより、その合意をもって、新潟県各種商品小売業最低賃金の金額決定をすることを求める趣旨のものであって、金額引き上げを前提とするものではなく、据え置きという結論もありうることを確認するとしています。

2番目は、検討小委員会において、現在の新潟県各種商品小売業最低賃金 842 円の水準が妥当であるかについても、一通り調査審議をおこなった経緯に鑑みれば、この小委員会における審議状況も審議に活用し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会による審議は、特段の事情のない限り、1回の会議で結論を導くことを求めるとしています。

3番目は、従前、新潟県最低賃金審議会においては、特定最低賃金の金額改正の審議において、全会一致以外での決議がないことに強く留意し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会においては、従前の改正審議以上に全会一致により結論を見出すことを強く求めるとし、4番目では、今後、新潟県の各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議が求められた際は、今回の結論を前提とはせず、可能な限り関係労使の参加を求め、広範な観点から改めて慎重に審議し、全会一致に向けて努力をすべきであるとしています。このような付帯決議を設けて報告して、最終的には必要性ありということとなり、結果的には据え置き 0 円という形での決定をしたところでございます。しかし、あくまでもこれは昨年の決定であります。

今年は、基本的に2年目という形になりますので、またいろいろな方法での、いろいろな部分があるかと思えます。資料No.2の規程も私自身はこれが全てだとは思っていませんし、委員が各側二名ということもどうなのかなと、しかし、私としましても検討委員会は当然に立ち上げなければいけないと考えた末、今年も各側委員二名ということにさせていただきました。今後、検討して、例えば3名がいいのか、3名になってくると専門部会と同じかなというところもあるのですけれども、前回、労側の方からこの委員の中に現場の方を最初から設けていただいた方がいいのではないかという意見もありましたが、昨年を踏まえて、今年はスタートさせていただきました。簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

(委員長)

続きまして、議題(3)「関係労使の意見聴取の方法等を含めた今後の審議の進め方について」、事務局より説明をお願いします。

(室長)

先程、言ってしまったような感じもするのですが、昨年は関係労使の■■■さんとか、その他数名から意見をいただいたところなのですが、その方から再度、意見を貰うのか、また、新たな方からいただくのが良いのか、私の中でその辺の整理はついていないところなのです。労側使側の方からどういう様なやり方で進めた方がよろしいのか。特に使用者側に関しては今回が初めてというところもありまして、分からないところもあるかもしれませんが、その辺のご意見をいただきたいと思っております。

(委員長)

そうしましたら、進め方について、労使双方、ご意見ありますか。意見聴取に努めたい等。

(桑原委員)

労側からお話しさせていただきますと、やはり私たち委員で話し合うのも大事なのですが、当該の労使の声というものを反映させなければいけないと思いますので、やはり昨年同様、意見陳述、意見聴取はおこなっていければとは思っております。日程、時間等もあるので、具体的な人数等を今は申し上げる段階ではないのですが、とにかく、やはり現場の声というものは大事だと思っておりますので、その方向で進めていただければと思っております。

(委員長)

実際に来てもらってということですか。

(桑原委員)

そうです。

(委員長)

人数や時間は、まだ具体的なものはないということですか。

では、使側の方はいかがですか。

(徳武委員)

私どもも今、お話があったように、確かに業界の中の人間ではございませんので、業界の中の、業界という言い方は少し別として、業界の中の具体的なものについて補足していただく場面というものは必要になるのかなというふうに思っておりますので、去年同様に、必要があればやはり使用者側の業界の方からおいでいただいて、見ていただくということは必要だろうと思っております。

ただ、何人でとか、どういった方をお呼びするかということは、労側の委員の皆さんが、今後どういうふうなことを主張されていくかによって考えていこうと思っておりますので、次回、おそらく意向表明をやることになると思うのですが、その意向表明を含めて、そのあとの議論の中身によっては現場の方ではなくて、その事業所の本社の然るべき方にお出でいただくということも、もしかして必要になるのかなと思っておりますので、そこは申告

があればということになるかと思えます。

(委員長)

分かりました。では、双方とも具体的な人数・時間は、また要検討ですけれども、そういうこともやはり、ここに呼んで現実に一番近いところにいる方の話を聞いて欲しいということで、よろしいですか。

分かりました。そうしましたら今日はそのところまでとします。あとは議題(4)「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(室長)

審議日程の関係になります。これから事務局より日程表をお配りいたしますので、できれば、その場で書き込んでいただくか、予定等の確認があるかと思えますので、後ほどメールにてお送りいたしますので、記載していただきたいと思っています。

本来、この場において、昨年であれば労使の主張を言っていただくところだったのですが、事務局もそこまで進むとは考えておらず申し訳ございませんでした。労使の主張は、次回の冒頭で申し上げていただいて、その後に関係者等の推薦等をいただくような形で進めていきたいと考えております。

(委員長)

審議日程等については、今の説明のとおりということで、予定の取りまとめを事務局にお願いします。

それでは今日の予定の議題については終了しました。委員の皆様、他に何かありますか。

では、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきます。よろしくをお願いします。議事を事務局へお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。最後のほうで確認させていただきましたとおり、第2回の小委員会は、今、お配りしましたものの日程調整が確認でき次第、行いたいということになります。これで第1回の検討小委員会を終了とさせていただきます。